

北海道育種場事務所棟等屋根・外壁塗装等改修工事 仕様書

1. 工事名 北海道育種場事務所棟等屋根・外壁塗装等改修工事
2. 工事場所 江別市文京台緑町 561 - 1
3. 工事概要 経年劣化により、塗膜損傷が著しい屋根躯体、外壁及び化粧柱の下地調整及び塗装、剥離した玄関ポーチ床タイルの修繕等を行い、屋根躯体、外壁、化粧柱、玄関ポーチ等を保護する。

上 記 仕 様

(一 般 共 通 事 項)

共通仕様書	図面及び下記事項に記載されていない事項は「国土交通省公共建築工事共通仕様書」による。
疑義等の協議	施工に当たり疑義または不都合が発生した場合は、監督員と打ち合わせる。
位置の決定	施工位置の詳細は、監督員と打ち合わせる。
養生	在来部品、施工済部分及び材料等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生する。
後片付け清掃	工事完了に際しては、工事施工区域の後片付け及び清掃を行う。
発生材の処理	本工事で撤去により発生した残材は、すべて構外搬出処分とする。
その他	国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守する。

(特 記 事 項)

1. 施工にあたり枠組足場を仮設すること。
2. ケレン時の粉塵及び塗装時の塗料飛散防止のためメッシュシートを枠組足場に設置すること。
3. 施工対象以外の躯体を汚損から保護するため、壁面に養生を施すこと。
4. 施工対象の既存塗膜をケレンすること。
5. 施工対象に下地調整錆止め剤を塗布すること。
6. 使用する塗料は、屋根用ウレタン塗剤、着色防腐剤塗剤、アクリルエマルジョン系塗剤、シリコン系 2 液型着色塗剤、ウレタン系 2 液型塗剤とする。
7. 色彩は、既存色と同色とする。